

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 八丈町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,318	1,571	145	3,035

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,343	7,088	256	192	224	7,007	
一般会計等	7,297	7,042	256	192		7,007	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業会計	1,253	1,464	211	211	102	-	-	
介護保険事業会計	740	713	27	27	112	-	-	
老人保健医療事業会計	782	759	23	23	63	-	-	
水道事業会計	278	290	12	20	-	1,846	196	法適用
一般旅客自動車運送事業会計	118	118	0	44	69	7	-	法適用
病院事業会計	1,541	1,512	29	352	281	2,456	1,358	法適用
公営企業会計等計				201		4,309	1,554	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
東京都島嶼町村一部事務組合	412	388	25	3	17	1,053	277	
東京都市町村職員退職手当組合	10,349	9,988	361	361	3,003	-	-	
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	6	4	2	2	-	-	-	
東京市町村総合事務組合(一般会計)	1,116	1,049	68	68	29	-	-	
東京市町村総合事務組合(交通災害共済事業特別会計)	559	434	125	125	100	-	-	
東京都後期高齢者医療広域連合	3,426	3,326	100	100	-	-	-	
一部事務組合等計				659		1,053	277	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
該当なし									
地方公社・第三セクター等計									

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		334	
減債基金		212	
その他充当可能基金		3,097	
充当可能基金計		3,642	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.48	6.32	2.84	15.00	20.00	水道事業会計		7.3	
連結実質赤字比率		14.72		20.00	40.00	一般旅客自動車運送事業会計		90.6	
実質公債費比率	7.8	8.4	0.6	25.0	35.0	病院事業会計		29.9	
将来負担比率		81.0		350.0					
財政力指数	0.40	0.38	0.02						
経常収支比率	91.2	87.4	3.8						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。